

平成 27 年 2 月市議会定例会提出案件

提出案件 44 件	議案 44 件	予算案件 23 件 条例案件 19 件 単行案件 2 件
-----------	---------	------------------------------------

I 予算案件

- 1 平成 27 年度会津若松市一般会計予算
- 2 平成 27 年度会津若松市水道事業会計予算
- 3 平成 27 年度会津若松市国民健康保険特別会計予算
- 4 平成 27 年度会津若松市湊町簡易水道事業特別会計予算
- 5 平成 27 年度会津若松市西田面簡易水道事業特別会計予算
- 6 平成 27 年度会津若松市観光施設事業特別会計予算
- 7 平成 27 年度会津若松市下水道事業特別会計予算
- 8 平成 27 年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計予算
- 9 平成 27 年度会津若松市扇町土地地区画整理事業特別会計予算
- 10 平成 27 年度会津若松市農業集落排水事業特別会計予算
- 11 平成 27 年度会津若松市介護保険特別会計予算
- 12 平成 27 年度会津若松市個別生活排水事業特別会計予算
- 13 平成 27 年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計予算
- 14 平成 27 年度会津若松市後期高齢者医療特別会計予算
- 15 平成 26 年度会津若松市一般会計補正予算（第 8 号）
- 16 平成 26 年度会津若松市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 17 平成 26 年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 18 平成 26 年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 19 平成 26 年度会津若松市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 20 平成 26 年度会津若松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 21 平成 26 年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 22 平成 26 年度会津若松市個別生活排水事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 23 平成 26 年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）

II 条例案件

- 1 会津若松市行政手続条例の一部を改正する条例
- 2 会津若松市行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 3 会津若松市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 4 会津若松市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 5 会津若松市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 6 会津若松市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 7 会津若松市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 8 会津若松市介護保険条例の一部を改正する条例
- 9 会津若松市保育事業検討委員会条例を廃止する条例
- 10 会津若松市児童福祉施設入所費用徴収条例の一部を改正する条例
- 11 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例
- 12 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 13 教育長の服務等に関する条例
- 14 会津若松市立幼稚園条例の一部を改正する条例
- 15 会津若松市いじめ防止等に関する条例
- 16 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例
- 17 会津若松市都市公園条例の一部を改正する条例
- 18 会津若松市下水道条例の一部を改正する条例
- 19 会津若松市道路占用料等条例の一部を改正する条例

III 単行案件

- 1 字の区域の変更について
- 2 字の区域の変更及び画定について

II 条例案件

1 会津若松市行政手続条例の一部を改正する条例

この案件は、行政手続法の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

行政手続法の適用を受けない本市が行う処分等の手続について、改正後の同法の趣旨に基づき、次の事項を定めることとした。

- ① 「行政指導の中止等の求め」に関する手続
- ② 「処分等の求め」に関する手続
- ③ 許認可等に関する権限の根拠の明示

(2) 施行期日等

- ① 平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② この条例の改正に伴う条文整備のため、会津若松市税条例及び会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正することとした。

2 会津若松市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

この案件は、道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

行政財産使用料の額について、道路法施行令の一部改正に準じ、改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

3 会津若松市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

この案件は、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じ、平成 27 年度からの給与制度の総合的見直し等を行うため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 会津若松市職員の給与に関する条例の一部改正
次の事項について定めることとした。
 - ア 一般職員の給料表の改定（平均 1 % の引下げ）
 - イ 55 歳を超える職員（職務の級が 6 級以上である者）の給料等の減額支給措置の廃止
 - ウ 55 歳を超える職員の昇給停止
 - エ 単身赴任手当の額の引上げ
- ② 会津若松市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正
平成 18 年 4 月 1 日の給料の切替えに伴う経過措置を廃止することとした。
- ③ 会津若松市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
特定任期付職員の給料表を改定することとした。
- ④ 会津若松市職員の退職手当に関する条例の一部改正
 - ア 一般職員の退職手当の額について、現行の支給水準が保たれるよう調整することとした。
 - イ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止に伴う条文の整備を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、(1)の④のイは、教育長の服務等に関する条例の施行の日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

4 会津若松市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

この案件は、介護保険法の一部改正に伴い、包括的支援事業の実施に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

地域包括支援センターが実施する包括的支援事業について、次の事項に関する基準を定めることとした。

- ① 基本方針
- ② 地域包括支援センターの職員及びその員数

(2) 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

5 会津若松市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 「複合型サービス」の「看護小規模多機能型居宅介護」への名称変更に伴う条文の整備を行うこととした。
- ② 小規模多機能型居宅介護の看護職員が他の施設の職務に従事することができる範囲を拡大することとした。
- ③ 小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）における登録定員及び利用定員を拡大することとした。
- ④ 認知症対応型通所介護事業所において介護保険外サービスを行う場合は、市に届け出るものとする事とした。
- ⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）における外部評価を廃止することとした。

(2) 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

6 会津若松市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 介護予防小規模多機能型居宅介護の看護職員が他の施設の職務に従事することができる範囲を拡大することとした。
- ② 介護予防小規模多機能型居宅介護における登録定員及び利用定員を拡大することとした。
- ③ 介護予防認知症対応型通所介護事業所において介護保険外サービスを行う場合は、市に届け出るものとする事とした。
- ④ 介護予防小規模多機能型居宅介護における外部評価を廃止することとした。

(2) 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

7 会津若松市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

この案件は、介護保険法の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

指定介護予防支援等の事業について、次の事項に関する基準を定めることとした。

- ① 基本方針
- ② 人員
- ③ 運営
- ④ 介護予防のための効果的な支援の方法

(2) 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

8 会津若松市介護保険条例の一部を改正する条例

この案件は、第6期介護保険事業計画の策定及び介護保険法等の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 第1号被保険者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率を定めることとした。
- ② 保険料の延滞金の徴収について、会津若松市督促手数料及び延滞金条例の規定を準用することとした。
- ③ 介護保険に関する処分等に係る会津若松市行政手続条例の適用除外規定を設けないこととした。
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業等の実施について、猶予期間を定めることとした。

(2) 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

9 会津若松市保育事業検討委員会条例を廃止する条例

この案件は、会津若松市保育事業検討委員会を廃止するため、条例を廃止しようとするものです。

(1) 廃止する条例

会津若松市保育事業検討委員会条例

(2) 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

10 会津若松市児童福祉施設入所費用徴収条例の一部を改正する条例

この案件は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

保育所の保育料として市が徴収する額は、会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例に基づき規則で定める額とすることとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

11 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例

この案件は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額について必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

- ① 支給認定子どもに係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額について定めることとした。
- ② 利用者負担額の軽減措置及び減免について定めることとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 平成 26 年度から引き続き会津若松市立幼稚園に在園する者に係る利用者負担額の特例を定めることとした。

12 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の整理をするため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

- ① 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
教育長の給与について定めることとした。
- ② 会津若松市指導主事に充てた教員の給与等に関する条例の一部改正
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条文の整備を行うこととした。
- ③ 会津若松市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条文の整備を行うこととした。

(2) 施行期日

教育長の服務等に関する条例の施行の日から施行することとした。ただし、(1)の②は、平成27年4月1日から施行することとした。

13 教育長の服務等に関する条例

この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の服務等について必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

- ① 教育長がその職務に専念する義務を免除されることができる場合を定めることとした。
- ② 教育長の勤務時間、休暇その他の勤務条件は、市職員の例によることとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成27年4月1日以後において、規則で定める日から施行することとした。
- ② 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例は、廃止することとした。

14 会津若松市立幼稚園条例の一部を改正する条例

この案件は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

市立幼稚園の保育料として市が徴収する額は、会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額に関する条例に基づき規則で定める額とすることとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

15 会津若松市いじめ防止等に関する条例

この案件は、いじめ防止等のための対策を推進するため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

いじめ防止等のための対策に関し、次の事項について定めることとした。

- ① 基本理念
- ② 責務及び役割
- ③ 基本方針の策定
- ④ いじめ防止等のための対策
- ⑤ 重大事態への対処

(2) 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

16 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例

この案件は、建築基準法の一部改正に伴い、及び福島県建築基準法施行条例等の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 構造計算適合性判定制度の見直しに伴い、当該判定を求める建築確認申請手数料等については定めないこととした。
- ② 東北地方太平洋沖地震等による被害を受けた建築物に代わる建築物の建築確認申請手数料等を徴収しない特例措置の期間を平成 28 年 3 月 31 日まで延長することとした。
- ③ 住宅性能評価書が交付された住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等について定めることとした。

(2) 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、(1)の①は、平成 27 年 6 月 1 日から施行することとした。

17 会津若松市都市公園条例の一部を改正する条例

この案件は、道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

都市公園を占用する場合の使用料の額について、道路法施行令の一部改正に準じ、改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

18 会津若松市下水道条例の一部を改正する条例

この案件は、下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

カドミウム及びその化合物の下水排除基準について、1リットルにつき0.03ミリグラム以下に引き下げることにした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することにした。

19 会津若松市道路占用料等条例の一部を改正する条例

この案件は、道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

道路占用料の額について、道路法施行令の一部改正に準じ、改定することにした。

(2) 施行期日等

- ① 平成27年4月1日から施行することにした。ただし、占用料の額を引き上げる改正規定は、平成27年7月1日から施行することにした。
- ② 必要な経過措置を定めることにした。

Ⅲ 単行案件

1 字の区域の変更について

この案件は、土地改良事業の実施に伴い、湊町の一部について、字の区域を変更しようとするものです。

2 字の区域の変更及び画定について

この案件は、土地改良事業の実施に伴い、河東町の一部について、字の区域を変更し、及び画定しようとするものです。